最終更新日：2019年6月26日

八千代工業株式会社
代表取締役社長 山口　次郎
問合せ先：管理本部 総務部 04-2955-1211
証券コード：7298
http://www.yachiyo-ind.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社は、「人間尊重」「顧客第一」という基本理念に立脚し、株主や投資家の皆様をはじめ、お客様、社会からの信頼をより高め、「社会からその存在を認められ、期待される企業」となるため、コーポレート・ガバナンスの充実を経営の重要課題の一つと認識し、その取り組みを行っております。

組織運営においては、世界各地のお客様の要請に応える事業運営を、迅速かつ適切に展開しながら、効果・効率の高い体制を構築しております。

また、内部監査部門である業務監査室が各組織の業務活動全般の適法性、遂行状況について、効果的な監査を実施していくほか、各組織が自律性を高めながら、コンプライアンスやリスク管理に取り組んでおります。

経営の監視を客観的に行うため、社外取締役及び社外監査役をおき、取締役会、監査役会において監督、監査を行っております。また、当社は、経営の監督機能と執行機能の分離、取締役会の機動性向上及び経営の意思決定の迅速化を狙いとし執行役員制度を採用しております。

取締役については、経営環境の変化に対する機動性を高めるために、任期を1年としております。

株主や投資家の皆様に対して、決算や経営政策の迅速かつ正確な公表や開示を基本とし、企業の透明性を今後も高めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンスコードの「基本原則」をすべて実施しております。
その内容は以下のとおりです。

【株主の権利・平等性の確保】

当社は、株主の権利行使や平等性の確保ができるよう、株主総会招集通知の早期発送、株主総会集中日開催の回避など、権利行使の環境整備に努めているほか、会社の重要な決定をはじめ、株主にとって、有用性の高い情報を積極的かつ速やかに開示しております。

【株主以外のステークホルダーとの適切な協働】

当社は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の創出において様々なステークホルダーとの協働が必要不可欠と認識しております。

当社の社会へのかかわりや果たすべき役割などを示す「ヤチヨ企業理念」を制定し、「人間尊重」「顧客第一」という基本理念のもと、「社会からその存在を認められ、期待される企業」を目指して、事業活動を行っております。また、ステークホルダーの信頼をより確かなものにするため、当社で働く一人ひとりが共有する行動規範として「ヤチヨ行動規範」を定め、経営陣が先頭に立って実践し、広く浸透させることで、ステークホルダーの権利・立場や企業倫理を尊重する企業文化や風土づくりに努めております。

【適切な情報開示と透明性の確保】

当社は、経営の公平性や透明性を高め、ステークホルダーに正しく会社を評価・理解していただくうえで、適切な情報開示を行うことが重要であると考えております。そのためには、法令に基づく開示情報だけでなく、株主をはじめとするステークホルダーにとって重要性が高いと判断した情報につきましては、任意で適時開示を行っております。また、当社ホームページなどを通じて、財務情報のほか、企業理念や経営計画、CSRへの取り組みなど会社に関係する情報を積極的に開示しております。

【取締役会等の責務】

当社は、取締役会及び経営会議において、企業戦略等の方向性を決定しております。取締役会及び経営会議では、経営幹部からの提案を随時受け付けており、上程された提案については、十分に審議しております。その実行にあたっては、経営幹部の意思決定を尊重しております。また、取締役、監査役の一部に社外役員を選任することで、取締役の職務執行に対して、実効性及び独立性の高い監督体制を構築しております。

【株主との対話】

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上には、株主、投資家と積極的に対話を行い、意見や要望を経営に反映していくことが重要と考えております。そのため、社内にIR担当を設置し、積極的に株主や投資家との対話に努めております。具体的には、当社ホームページによる情報開示や決算説明会及び機関投資家との個別面談などの活動を行っております。

2．資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数 (株)	割合 (%)
本田技研工業株式会社	12,103,950	50.34
大竹榮一	1,312,000	5.46

ビービーエイチ フォー フィデリティ ロー プライスド ストック ファンド (プリンシパル オール セクター サブポートフォリオ) (常任代理人 株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行)	892,700	3.71
株式会社三井住友銀行	457,400	1.90
埼玉車体株式会社	438,075	1.82
石井良明	388,100	1.61
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	357,500	1.49
株式会社三菱東京UFJ銀行	350,900	1.46
八千代工業従業員持株会	339,918	1.41
大竹譲司	232,000	0.96

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	本田技研工業株式会社 (上場:東京、海外) (コード) 7267

補足説明 更新

1.大竹榮一氏は、 2018年10月18日に逝去されましたが、2019年3月31日現在、名義書換未了のため、株主名簿上の名義で記載しております。

2.フィデリティ投信株式会社より、以下のとおり大量保有報告書の変更報告書の写しが提出されておりますが、当社としては2018年度末における実質所有株式数の確認ができないため、上記大株主の状況には含めておりません。
＜エフエムアール エルエルシー＞
住所:245 SUMMER STREET, BOSTON, MASSACHUSETTS 02210, USA
保有株券等の数:1,209千株
株券等保有割合:5.03%

3.企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	3 月
業種	輸送用機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4.支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針 更新

当社は、親会社と親会社以外の株主の利益が実質的に相反するおそれのある取引を行う場合には、都度、社外取締役、社外監査役を含めた取締役会において多面的に議論し、決定するなど、親会社のみならず広く株主全般の利益の確保に努めています。

5.その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情 更新

親会社からの独立性確保に関する考え方
当社の親会社は本田技研工業株式会社であり、当社の議決権の50.5%(間接所有を含む)を保有しております。
当社と親会社の間で資本関係、取引関係等の面で密接な関係にはありますが、経営方針及び事業活動等においては、自立を基本としております。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
横瀬勉	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
横瀬勉	○	―――	横瀬勉氏は、これまでの経営経験と大学でグローバル経営の研究及び教鞭をとってきた学識を活かし、社外取締役として当社の経営に適切な助言をいただいていることから、その職責を十分に果たしております。今後も同氏の経験と知見により当社の経営に対して助言・監督していただくためです。 横瀬勉氏は、当社を主要な取引先としていた横瀬伸銅(株)の取締役でありますが、同社と当社の取引が終了して4年が経過し、今後も取引の予定がないことから、当社と同氏との間に利害関係はなく、客観的、中立的立場から一般株主との利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員として指定しました。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

2018年度において、監査役と会計監査人との間で会合を9回開催し、会計監査人が監査役に対し、会計監査の計画や結果などについて説明・報告を行ったほか、相互に意見交換を実施しました。
監査役と社長直轄の独立した内部監査部門である業務監査室が監査役を補助し、単独ないしは連携して、当社及び国内外の子会社に対し、業務監査を実施しました。
また、業務監査室は、金融商品取引法等に関する内部統制の評価を実施し、監査役に結果を報告しました。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
富永和也	公認会計士													
山室恵	弁護士													
村松昌信	公認会計士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由

富永和也	○	―――	公認会計士及び税理士としての豊富な経験と専門知識を当社の監査に活かしていただくためです。 独立性に関する開示加重要件に該当する項目はございません。 当社と富永和也との間に利害関係はなく、客観的、中立的立場から一般株主との利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員として指定しました。
山室恵	○	―――	法曹界における長年の経験と企業法務に関する知識を当社の監査に活かしていただくためです。 独立性に関する開示加重要件に該当する項目はございません。 当社と山室恵との間に利害関係はなく、客観的、中立的立場から一般株主との利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員として指定しました。
村松昌信	○	―――	公認会計士及び税理士としての豊富な経験と専門知識を当社の監査に活かしていただくためです。 独立性に関する開示加重要件に該当する項目はございません。 当社と村松昌信との間に利害関係はなく、客観的、中立的立場から一般株主との利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員として指定しました。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

取締役の賞与については、業績等を反映して決定しております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

2018年度に係る当社の取締役及び監査役に対する報酬の額は、取締役8名に対して合計129百万円、監査役4名に対して合計48百万円の総額177百万円であります。
賞与の額は、取締役4名に対して合計2百万円であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員の報酬等については、各役員の役職、役割等を踏まえ、会社の業績及び担当業務における貢献・実績に基づき決定しております。その具体的な内容につきましては、「取締役報酬基準」、「監査役報酬基準」で定めております。
役員の報酬は、取締役については、職務執行の対価として支給する基本報酬と当該連結会計年度の業績及び担当業務における貢献・実績に連動した賞与により、監査役については基本報酬のみでそれぞれ構成されており、いずれも株主総会で決議された年額報酬枠の範囲内において、取締役については取締役会で決議された方法により、監査役については監査役の協議により決定の上、支給することとしております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外監査役の監査の実効性を確保するために、下記の事項を定期的に実施しております。
1．業務監査室との連携
2．代表取締役との意見交換
3．経営会議その他の重要な会議への出席
4．会計監査人との意見交換
その他、監査役連絡会を開催し、監査役間での情報共有及び意見交換を定期的に実施しております。

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

＜取締役会＞
取締役会は、取締役7名（うち社外取締役1名）で構成され、重要な業務執行その他法定の事項について決定を行うほか、業務執行の監督を行っております。
当社は、2018年度（取締役6名、監査役4名）において、取締役会を7回開催しました。個々の役員の出席状況は、次のとおりです。

【取締役】
山口次郎　7回中7回出席　藤本朋宏　7回中7回出席　北村哲也　7回中7回出席
安田　哲　5回中5回出席　松原美樹　7回中7回出席　横瀬　勉　7回中7回出席(社外取締役)

【監査役】
松川　実　7回中7回出席　富永和也 7回中6回出席（社外監査役）
山室 惠 7回中5回出席（社外監査役）　村松昌信 7回中7回出席（社外監査役）

注1．安田哲氏の取締役会出席回数は、取締役に就任した2018年6月26日以降を対象にしております。
注2．松川実氏は、2019年6月25日開催の第66回定時株主総会終結の時をもって、監査役を退任しております。

＜監査役会＞
監査役会は、監査役4名（うち社外監査役3名）で構成され、各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準、監査の方針、業務の分担等に従い、取締役会への出席や業務、財産の状況の調査等を通じ、取締役の職務遂行の監査を行っております。
当社は、2018年度において、監査役会を11回開催しました。

＜役員候補者の決定＞
取締役の候補者は、取締役会の決議によって決定しております。監査役の候補者は、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によって決定しております。

＜組織運営＞
業務執行においては、事業・機能別に本部長等を配置し、情報の共有や連携を図ることにより迅速な経営判断を行い、効率の良い職務の執行を行っております。

＜業務執行体制＞
当社は、主要な組織の長に担当分野の業務執行を担う取締役や執行役員を配置し、機動的に業務執行ができる体制を構築しております。

＜経営会議＞
当社は、取締役会から選定された取締役をもって構成される経営会議をおき、取締役会の決議事項等について事前審議を行うとともに、取締役会から委譲された権限の範囲内で、経営の重要事項について審議しております。

＜会計監査＞
当社は、会社法及び金融商品取引法に基づく会計監査人として、有限責任　あずさ監査法人を選任しております。
当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、有限責任　あずさ監査法人に所属する足立純一、金子能周及び福原崇二の3名であります。　なお、継続監査年数は、足立純一が6年、金子能周が1年、福原崇二が3年であります。
また、会計監査業務に係る補助者は、公認会計士12名、その他12名が監査業務に従事しました。

＜責任限定契約の概要＞
当社は、社外取締役及び社外監査役に広く適任者を招聘し、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役及び社外監査役との間に、同法第423条第1項の賠償責任に関し、法が定める最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる旨を定款に定めており、当社と社外取締役1名及び社外監査役3名は、当該責任限定契約を締結しております。

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、社外取締役を含む取締役会と、社外監査役を含む監査役会が、取締役の業務執行の監督、監査を行い、経営会議で取締役の決議事項について事前審議を行うとともに、取締役会から委譲された権限の範囲内で、経営の重要事項について審議するなど、経営の監視及び内規に基づく分権化を行っております。

なお、社外監査役による実効性、専門性の高い監査のほか、平時における経営者の説明責任の確保については、定期的な自己検証結果の経営会議への報告、有事における社外の視点を入れた判断の担保については、コンプライアンスオフィサー、リスクマネジメントオフィサー及び社内関連部門等が連携して社外有識者等の意見を事前聴取の上、取締役会において判断する体制をとっております。また、監査役連絡会を開催し、監査役間での情報共有及び意見交換を定期的に実施しております。

これにより、業務の適正が担保されるものと考え、現在の体制を選択しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法定の期限より早い時期に発送しております。
集中日を回避した株主総会の設定	集中日を回避した株主総会の開催に努めております。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットにより議決権を行使いただけます。
その他	株主総会開催日等につきましては、株主の皆様の利便性を考慮し、決定次第ホームページに掲載しております。また、株主総会では報告事項や決議事項をより理解していただけるように事業報告等の内容のビジュアル化を行っております。

2．IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	中間決算及び本決算の説明並びに中期経営計画推進状況の説明を行っております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社のホームページ（http://www.yachiyo-ind.co.jp/ir/）において、各種の企業情報を公開しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	経営戦略部門に担当者を設置しております。	
その他	・株主の皆様に対して、定期的に「株主通信」を発行し、当社の事業、製品、財務状況などに係る情報を提供しております。 ・株主総会終了後に「事業方針説明会」を開催し、代表取締役社長が経営戦略などを説明しております。また、質疑応答を通して株主の皆様と対話を行っております。	

3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、「人間尊重」「顧客第一」という基本理念に立脚し、「社会からその存在を認められ、期待される企業」となるため、当社グループで働く一人ひとりが共有する企業理念として「ヤチヨ企業理念」を制定しております。 また、株主や投資家の皆様をはじめ、お客様、社会からの信頼をより確かなものにするため、一人ひとりが共有する行動規範として「ヤチヨ行動規範」を制定しております。
環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	環境保全活動については、「ヤチヨ環境基本方針」に則り、事業所特性にあわせた環境に対する施策を実施し、環境負荷を低減する活動を継続しております。 「地域に根差した社会貢献」を活動理念に掲げ、主に事業所近隣において実施している社会貢献活動を含めたＣＳＲ活動を推進しております。
その他	＜女性の活躍推進の取り組みについて＞ 当社は、女性の活躍促進に向けて、育児と仕事を両立できるよう、法定より充実した育児休業や育児短時間勤務の独自の制度を取り入れて、出産や育児の理由で会社をやめることなく継続して働くことのできる環境の整備に取り組んでおります。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンスを確保するための体制は、以下のとおりとする。

a　当社役員及び従業員が共有し実践に努める「ヤチヨ行動規範」を制定し、周知徹底を図る。

b　各部門が担当取締役の主導の下で、法令の遵守に努め、その状況を定期的に検証するなど、コンプライアンスについて体系的に取り組む仕組みを整備する。

c　コンプライアンスに関する取り組みを推進する担当取締役をコンプライアンスオフィサーとして任命し、企業倫理やコンプライアンスに関する事項を審議する「企業倫理委員会」を設置し、企業倫理に関する問題について提案を受け付ける「企業倫理改善提案窓口」を設置する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、当社の文書管理規程に基づき、保存及び管理を行うものとする。

取締役及び監査役は、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

事業を運営する上で想定される様々なリスクの適切な管理及び危機発生時における関連する組織・従業員の取るべき行動を定めた「リスクマネジメント方針」及び「リスクマネジメント規程」を制定する。

リスクマネジメントに関する取り組みを推進する担当取締役をリスクマネジメントオフィサーとして任命するなど、リスクマネジメント体制を整備する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役会及び監査役会により、業務執行の監督及び監査を行う。

取締役会は、重要な業務執行その他法定の事項について決定を行うほか、業務執行の監督を行う。

監査役会の各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、業務の分担等に従い、取締役会への出席や業務、財産の状況の調査等を通じ、取締役の業務遂行の監査を行う。

業務執行体制については、主要な組織の長に取締役や執行役員をおき、機動的に業務執行ができる体制を構築している。

また、取締役会から選定された取締役をもって構成される経営会議をおき、取締役会の決議事項等について事前審議を行うとともに、取締役会から委譲された権限の範囲内で、経営の重要事項について審議する。さらに、海外においては世界各地のお客様の要請に応えるために世界の主要な地域に拠点を置き、テレビ会議を中心としたICT（情報通信技術）の積極的な活用により、当社と各拠点間のダイレクト・コミュニケーションを促進し、経営会議から委譲された権限の範囲内で、迅速な意思決定を図っている。

(5) 当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社グループにおいて共有し実践に努める「ヤチヨ行動規範」を制定し、周知徹底を図る。

a　当社のグループ各社は、ヤチヨ行動規範に基づき事業運営に関連した法令・社内規則が遵守されるコンプライアンス体制、想定される様々なリスクの適切な管理及び危機発生時の対応に関するリスクマネジメント体制を整備する。

b　当社のグループ各社は、コーポレートガバナンス・リスクマネジメント・コンプライアンス・企業倫理を主な対象として、定期的な自己検証を実施し改善に努める。

c　社長直轄の独立した内部監査部門である業務監査室が、当社の各部門の業務遂行状況について監査を行うほか、内部監査機能を持つ子会社については、内部監査の品質評価を行うことにより内部監査の充実に努め、その他の子会社に対しては、直接監査を行う。

d　当社は、グループ各社の経営の重要な事項に関して社内規程に基づき、当社への事前承認又は報告を求め、業務の適正性を確認する。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役又は監査役会からその職務を補助すべき使用人を置くことを求められた場合には、業務監査室から使用人を選任する。

(7) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

業務監査室で監査役を補助する使用人の人事異動及び人事評価について、取締役は、事前に監査役の意見を聴取の上、決定し、また、補助すべき使用人に対して取締役は指揮命令をしないものとする。

(8) 監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役は必要に応じて、職務を補助すべき使用人に対して、調査及び情報収集等の権限を与える。

(9) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

当社グループの取締役及び使用人は、監査役に対して法定の事項に加え、以下の事項を報告する。

a　会社に重大な影響を及ぼす事項

b　内部統制システムの整備状況

c　コンプライアンス、リスクマネジメントに係る自己検証の結果

d　「企業倫理改善提案窓口」の運用状況

(10) 監査役への報告者が不利な取扱いを受けないことを確保する体制

社内規程において、企業倫理改善提案窓口への報告・相談者に対して、不利益な取扱い（解雇、降格、減給、配置転換、不当な人事評価等の処分の他、職場におけるいやがらせ等）を禁止している。

(11) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る　方針に関する事項

監査役の監査にかかる諸費用については、監査の実効を担保するための予算を確保し、監査のために支出した費用については、事後、会社に償還を請求するものとする。

(12) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、監査の実効性を確保するために以下の事項を定期的に実施する。
a　業務監査室との連携
b　代表取締役との意見交換
c　経営会議その他の重要な会議への出席
d　会計監査人との意見交換

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を持たず、不当要求を受けた場合には、組織全体として毅然とした態度で臨み、反社会的勢力による被害の防止に努めます。

反社会的勢力排除に向けた対応としては、事業所ごとに管理担当部門を対応部署として不当要求防止責任者をおき、対応が必要な状況が発生した場合には、発生部門の本部長を責任者とする対応体制で、警察、暴力団追放運動推進センター等の外部専門機関と連携して、すみやかな対応をとることとしております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適時開示に係る基本姿勢
　当社は、以下の会社情報を公表すべき重要事項と位置づけ、株主、投資家などのステークホルダーに対し、迅速、正確かつ公平な開示に努めております。
＜重要情報＞
⑴ 金融商品取引法並びに東京証券取引所が定める「有価証券上場規程」により適時開示が求められる有価証券の投資判断に重要な影響を与える会社情報
⑵ その他投資判断に重要な影響を与える会社情報

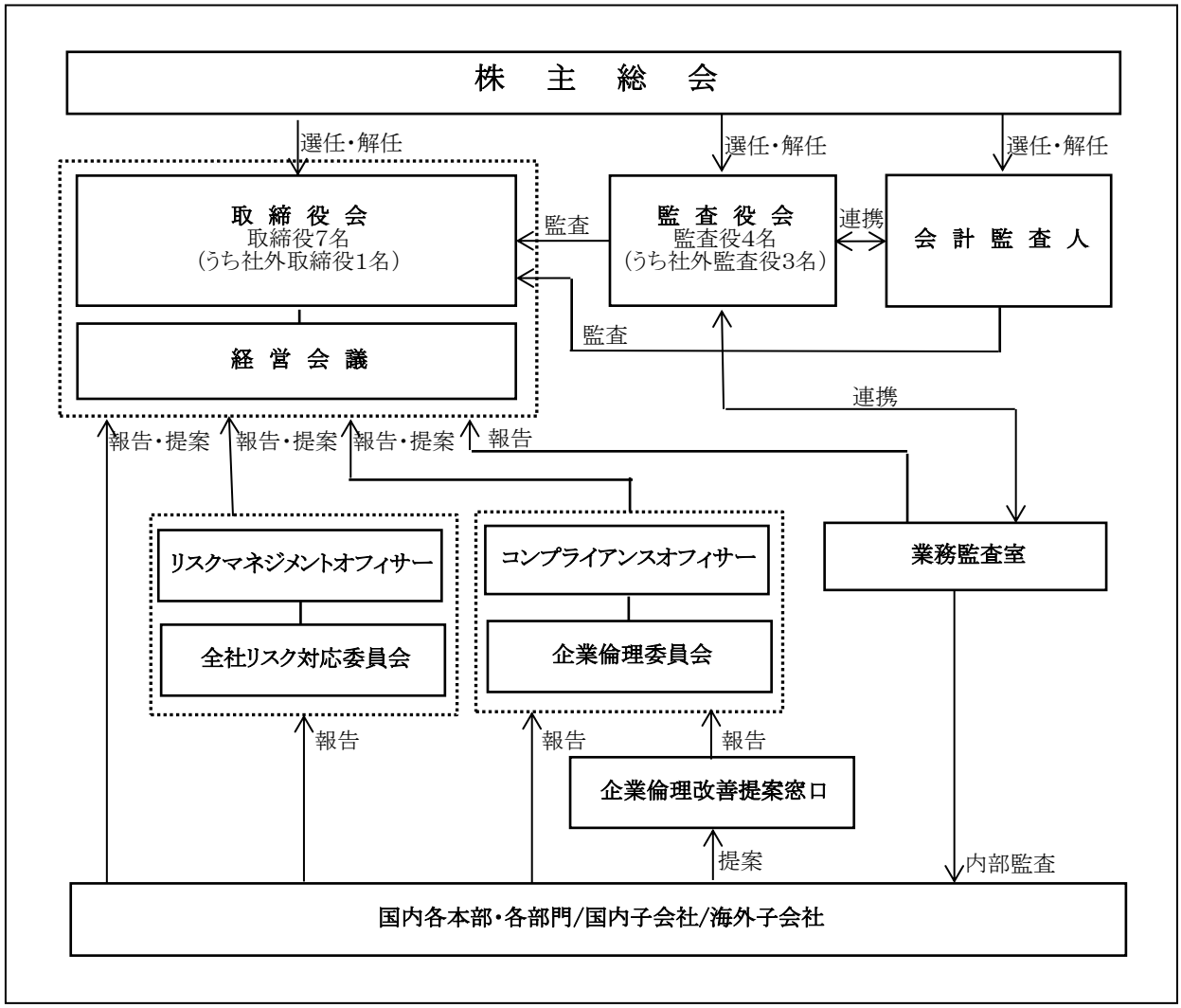
株　主　総　会
選任・解任
選任・解任
選任・解任
取 締 役 会
取締役7名
（うち社外取締役1名）
監査
監 査 役 会
監査役4名
（うち社外監査役3名）
連携
会 計 監 査 人
経 営 会 議
監査
連携
報告・提案
報告・提案
報告・提案
報告
リスクマネジメントオフィサー
全社リスク対応委員会
コンプライアンスオフィサー
企業倫理委員会
業務監査室
報告
報告
報告
企業倫理改善提案窓口
提案
内部監査
国内各本部・各部門/国内子会社/海外子会社

適時開示に係る社内体制の概略図

